



平成 30 年 6 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社アプリックス
代表者名 代表取締役 兼 取締役社長 長 橋 賢 吾
(コード：3727、東証マザーズ)
問合せ先 執行役員 兼 経営管理部部長 倉 林 聡 子
(TEL. 050-3786-1715)

訴訟（控訴審）の判決に関するお知らせ

平成30年1月31日付「訴訟の判決に関するお知らせ」で開示いたしました、当社の元従業員1名より提起を受けた地位確認請求等の訴訟（以下「本訴訟」）について、原告元従業員側が第1審判決内容を不服として、平成30年2月16日付で東京高等裁判所に控訴しておりましたが、本日、東京高等裁判所において控訴審判決の言い渡しがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日
東京高等裁判所 平成 30 年 6 月 27 日

2. 本訴訟を提起したもの
当社元従業員 1 名

3. 控訴審判決に至った経緯

当社は、平成 26 年 8 月に、当社の従業員 1 名を普通解雇いたしました。平成 28 年 2 月に、当該元従業員より、労働契約上の権利を有する地位にあることの地位確認請求及び普通解雇後から判決確定までの給与の支払い等を求めて本訴訟が提起されました。当社は、本訴訟において原告である元従業員の主張について争っておりましたが、その後、平成 30 年 1 月 31 日に東京地方裁判所において、原告である元従業員が被告である当社に対して労働契約上の権利を有する地位にあること、当社は原告である元従業員に対し、平成 26 年 10 月 25 日から本判決確定の日まで、毎月 25 日限り、72 万 9114 円及びこれに対する各支払期日の翌日から支払済みまで年 6 分の割合による金員を支払うこと、並びに当社は原告である元従業員に対し、15 万 5224 円及びこれに対する平成 26 年 9 月 26 日から支払済みまで年 6 分の割合による金員を支払うこと、等、原告側の請求を一部認める旨の判決の言い渡しがありました。この判決に対して、当該元従業員は平成 30 年 2 月 16 日付で、第 1 審判決における原告敗訴部分の内容が不服であるとして東京高等裁判所に控訴を提起し、本訴訟は高等裁判所に係属していたところ、本日、控訴審判決の言い渡しがなされました。

4. 控訴審判決の内容

- (1) 本件控訴を棄却する。
- (2) 第 1 審原告の当審における追加請求をいずれも棄却する。
- (3) 控訴費用は第 1 審原告の負担とする。

5. 今後の見通し

本訴訟の判決に対する当社の対応につきましては、最高裁判所への上告期間中に判決の内容を慎重に検討の上、適切に対処する方針です。この判決が当社の業績に与える影響等につきましては現在精査中であり、今後開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上